

第二回定例会 一般質問

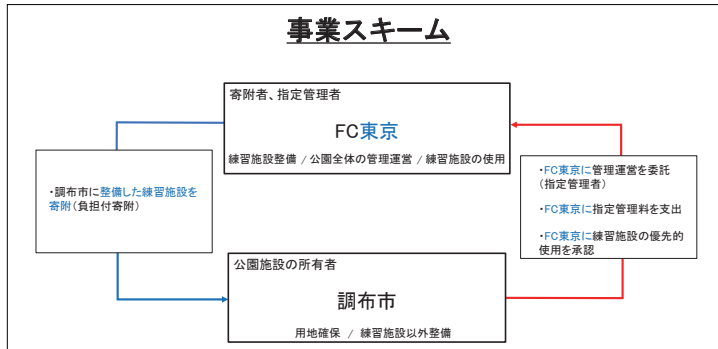


前調布市議会議員
木下やすこ

昨年8月に公表された調布基地跡地留保地の公園整備計画は、多くの問題を残したまま進められている。長友市長が7月で退任する意思を表明していたため、課題認識を質するため一般質問をおこなった。

事業スキーム（仕組み）

財務省が本計画を国有財産関東地方審議会に諮るに当たり、市が事前に提出した説明資料には、市民に未公開の事業スキームが記載されていた。



出典：第285回国有財産関東地方審議会 説明資料より

調布市は土地を購入し、FC東京の練習施設以外を整備する一方、FC東京は練習施設を整備して調布市に「負担付寄附」し、整備後は公園の管理運営を担う指定管理者となる仕組みだ。これは様々な問題を含んでいる。

指定管理者制度上の課題

指定管理者制度は、民間の専門性などを活用し、サービス向上と財政負担軽減を図る手段である。たづくりやあくろすでも導入されており、事業者は公募型プロポーザルなど客観的評価で選定されるのが通常だ。しかし本計画では、FC東京を随意選定することが前提となっている。

FC東京が施設利用者でもあるため、市民利用の公平性が担保されるかどうか懸念点だ。実際、他自治体ではプロサッカーチームが指定管理を担い、市民利用が著しく制限され問題となった事例もある。市は、制度上、利用者を指定管理者から除外する制限はなく、問題ないとの認識を示した。しかし、公共施設は本来、市民利用が100%担保されるべきなのであり、この認識は受け入れがたい。

FC東京から調布市への「負担付寄附」の課題

説明資料は、＜FC東京を指定管理者に選定すること＞と＜FC東京の練習施設の優先的利用＞を条件とした、練習施設の「負担付寄附」が想定されていることを示している。練習施設はFC東京の利用が優先される上、寄附後は、その管理運営を担うFC東京に対して市は指定管理料を負担する。これを市民は「寄附」として受け入れられるだろうか。

FC東京に求める「応分の負担」は明らかにならず

今年度予算には、市債20数億円を含む関連経費40億円余が

計上されているが、公園整備費や完成後の指定管理料は含まれない。本事業を推進する根拠の一つである「にぎわい創出」の経済効果やFC東京の施設使用料、指定管理料など財政に関する重要な情報が不明なため、「応分の負担」の考え方を明らかにするよう求めたが、設計・管理運営方法が未定として答弁されなかった。

条例無視の計画

本計画は、運動施設面積を公園面積の1/2以下とする都市公園条例の規定を満たしていないため、条例の改正が必須となる。このような議会の議決を必要とする条例改正を前提とした進め方への課題認識を質したが、市長答弁はなかった。担当部長は、パブリックコメントや議会審議を予定しており、条例に違反する施設整備ではないとの認識を示した。長友市長は、市民にも議会にも秘匿に計画を進め、後から条例改正するプロセスをレガシーとして残すのだろうか。

留保地の森の環境価値について

5月の環境保全審議会では、留保地の自然を保護するべきとの意見が多数上がり、市は、水・大気・生態系・景観・脱炭素の側面で周辺環境への影響に留意し、緑の機能の維持・代替に努める考えを示している。しかし、環境アセスメントは実施されておらず、根拠となる現状が把握されていない中、何を維持するのだろうか。

地元からは、署名とともに環境アセスメントや説明会を求める要望書が提出されているが、市長は推進を求める意見や要望のみに言及した。市長や行政に都合の良い意見だけを聞く進め方では、市が掲げる「市民が主役のまちづくり」は実現できない。ワークショップや説明会、意見交換会などを通じ、多様な市民が対話し、合意形成を図る民主的なプロセスが必要だ。新市長のもとでの軌道修正を求めていく。

議会報告

一般会計補正予算第1号に賛成

予算額に4億9000万円余を追加

（生活保護費等の追加支給、介護・障害福祉従事者の処遇改善など）



議員提出議案

「核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書」が可決

「国家情報会議設置法の廃止を求める意見書」および「憲法と国民総意に基づいた皇室典範議論を行うことを求める意見書」を共同提案したが否決された。

